

## 【ペイジー口座振替受付サービス利用規定】

### 1. 適用範囲

- (1) 「ペイジー口座振替受付サービス」(以下「本サービス」といいます。)は、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)若しくは当該収納機関から委託を受けた法人の窓口(以下「取扱窓口」といいます。)に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード(当行がエースカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)その他当行所定の本サービスに利用することを承認したカード。以下「カード」といいます。)を呈示することにより、後記3.(1)の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取り扱います。
- (2) 収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます。)所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。
- (3) 本サービスは、カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」といいます。)の預金者本人に限り利用することができます。

### 2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するときは、暗証番号及び必要項目を入力する前に、端末機の表示および収納機関との契約内容の書面等により、本サービス申込内容を確認してください。
- (2) 次に、預金者は自らカードを収納企業(「収納機関」および「取扱窓口」を「収納企業」といいます。)に設置された本サービスの機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号及び必要項目を第三者(収納企業の従業員を含みます。)に見られないように注意しながら自ら入力してください。
- (3) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合
  - ② 収納企業において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納企業が預金口座振替による支払を受けることができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
  - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ② カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5) 当行が定めた本サービスを利用することができない日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。

### 3. 預金口座振替契約等

- (1) 前記2.(2)により暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認が表示されたときに、当行と預金者との間で、収納企業から当行に送付される請求書等記載の金額を預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約(本規

定において「預金口座振替契約」といいます。)が成立するものとします。預金口座振替契約が成立した場合、当行は普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書等記載の金額を引き落とします。

- (2) 当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は、前記(1)にかかわらず、預金口座振替契約を解除できるものとします。
- (3) 収納企業の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書等記載の金額が当該口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。))を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書等を収納企業に返却します。

また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

- (4) 預金者は、前記(1)により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書(以下「確認書」といいます。)を確認するものとし、確認書が自己の意思に沿わない場合には、ただちに確認書記載の問い合わせ先に連絡してください。
- (5) 収納企業の都合で、収納企業が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続きお取り扱いします。
- (6) 預金者において預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したものとして取り扱います。

#### 4. 本サービスの利用を停止する場合

預金者が本サービスの利用を希望しない場合には、当行所定の方式により当行本支店へ本サービスの利用停止の申出をすることができます。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスの利用を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

なお、本サービスの利用停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前記3.(6)によらない限りその解除または終了にはなりません。

#### 5. 免責事項

- (1) 当行は、次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害についての責任を負いません。
  - ①災害・事変、裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
  - ②当行の責によらない端末機、通信回線またはコンピューター等の障害が生じたとき
  - ③収納機関の責めに帰すべき事由があったとき
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、

紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、預金口座振替の受付が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合は、このかぎりではありません。

- (3) 本サービス及び本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、お客さまと収納企業との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

#### 6. 規定の準用

この規定に定めのない事項についてはエースカード規定、当行の各種預金約定・規定等により取り扱います。

#### 7. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)